保護具着用管理責任者教育のご案内

令和６年４月１日から、リスクアセスメント対象物を製造、または取り扱う事業場において化学物質管理者を選任が義務化され、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる際は、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の選択、適正な使用等について管理を行わせなければなりません。選任要件を満たす者であっても、保護具の管理に関する教育を受けることが望ましいとされています。

つきましては、法令に基づき「保護具着用管理責任者教育」を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

１．日時及び会場

日　　時		会　　場
４月２５日（木）	９：００～１６：３０	**青森総合流通団地共同会館** （青森市野木野尻 37-498）

（遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。）

２．受講対象者　・保護具着用管理責任者の選任要件を有しない者
・選任要件を有するが、保護具の管理に関する教育を受けたい者
※選任要件は裏面参照

３．費　　用（税込）

一　般	１６，５００円（受講料 13,750 円、テキスト代　2,750 円）
協会員	１４，３００円（受講料 11,550 円、テキスト代　2,750 円）

４．申込方法：電話等で予約の上、２週間以内に申込書に受講料を添えてご提出願います。
受講料は現金書留、銀行振込でもお引き受けします。（要、連絡）

５．締　　切：令和６年４月１２日（金）
※但し、定員に達し次第締め切る場合があります

６．そ の 他・修了者には修了証を交付します。
・キャンセルは土・日・祝日を除く講習３日前まで、お電話にて受け付けます。
但し、締切日以降はテキスト代をご負担いただく場合があります。

以　上

申込み、問合せ先　**（一社）青森地区労働基準協会**
〒０３０－０８１１　青森市青柳２－２－６　TEL ０１７（７２３）１７５５
HP　https://aorouki.com/　　FAX ０１７（７２３）５７４１

◎保護具着用管理責任者の選任が義務化されます。（令和６年４月１日施行）	
関係法令	安衛則第１２条の６他、各特別則関係
選任が必要な場合	化学物質管理者を選任した事業場で、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させるとき
保護具着用管理責任者の職務	①保護具の適正な選択に関すること ②労働者の保護具の適正な使用に関すること ③保護具の保守管理に関すること
選任要件	(1)化学物質管理専門家・作業環境管理専門家の要件に該当する者 (2)労働衛生コンサルタント試験に合格した者 (3)第１種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者 (4)作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者 (5)安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者　等 **※なお、上記の者であっても保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましい。**

化学物質管理責任者の選任が必要な事業場とは

◎リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う事業場（安衛則第 12 条の 5 第 1 項）

※労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、対象に含まれます。

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場や、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、対象に含まれません。

※コピーしてご使用ください

保護具着用管理責任者教育（４／２５）　申込書

ふりがな		男・女	生年月日	S・H 年　月　日 生
氏　名				
	□ 旧姓氏名等の併記を希望する　［旧姓氏名：　　］			
住　所	（〒　　）			
事業所名及び所在地	〔TEL　（　　）　〕 （〒　　）			
領収書宛名	□事業所名　□ 受講者氏名　□その他（　　）			

令和　　年　　月　　日

受講者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（一社）青森地区労働基準協会長　殿

【 個人情報について 】ご記入頂いた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。
【 その他 】旧姓氏名等の併記を希望する場合は、氏名が確認できる書類を添付してください。
（戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等）

※　協会記入欄（記入しないで下さい。）

受講番号	受付日	会員区分	申込方法		受付者
	／	会 ・ 非	直・振・書		

お問い合わせ先　**（一社）青森地区労働基準協会**　TEL：017-723-1755　FAX：017-723-5741